

1. 基本的性格

各委員の意見	関係資料
<p>おおたにいん 【大谷委員】</p> <p>しょうがいしやくきほんほう しょうがいしやくけんりじょうやく こくない じつこうりやく きほんほう いち しょう しゃけんりほう ぼつぽんてき 障害者基本法を、障害者権利条約を国内で実効力あるものにするための基本法と位置づけ、障がい者権利法に抜本的に <small>かいせい ひつよう ていあん</small> 改正する必要がある。(とりあえず、その1として提案します。)</p> <p>きほんほう しょう しゃ けんりしょうてん 1、基本法を障がい者の権利章典とすること <small>けんりじょうやく めいき じんけん こくないほう かくにん こんごかくかんれんほうき せいび ほしょう けんり こんきよ</small> 権利条約に明記された人権を国内法レベルで確認し、今後各関連法規において整備・保障されるそれぞれの権利の根拠となるべきものとする。 <small>ぐたいてき いか ふかけつ おも</small> 具体的には以下のことが不可欠と思われる。 <small>ぜんぶん もう りねん てつがく さ しめ</small> (1) 前文を設け理念・哲学を指し示すこと <small>ぜんぶん きほんほう けんりじょうやく う めいき ほう うんよう かいしやく ししん しょう しゃ そんげん じんけん そんちょう</small> 前文に基本法が権利条約を受けたものであることを明記し、法の運用・解釈の指針を、障がい者の尊厳と人権の尊重 <small>かつこ りねん てつがく ていじ</small> にそうものとすることを確固たる理念・哲学をもって提示すること。 <small>けんりほう</small> (2) 権利法とすること <small>ほう もくてき ふくし ぞうしん そんげん じんけん そんちょう そくしん ふくし けんり いち</small> 法の目的を、福祉の増進ではなく尊厳と人権の尊重の促進とし、福祉を権利として位置づけること。 <small>けんり しゅたい あき</small> (3) 権利の主体を明らかにすること <small>かくじょうこう しょう けんり しゅたい あき ほうぶんじょう しょう ひと きてい</small> 各条項を、障がいのある人が権利の主体であることを明らかにし、法文上も「障がいのある人は・・・」と規定すること。</p> <p>おおはまいん 【大濱委員】</p> <p>しょうがいしやくきほんほう かいせい 1. 障害者基本法の改正について <small>そうろん</small> (1) 総論 <small>きほんてき にほんしょうがい ろんてん だい けんかい さんどう</small> ○基本的に日本障害フォーラムの「論点のたたき台」の「JDFの見解」に賛同します。 <small>いか てん とく き かんが</small> ○このなかでも、以下の点については特に気をつけなければならないと考えます。 <small>さべつ ていぎ しょうがいしやくきほんほう か こ</small> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の定義を障害者基本法に書き込むこと。 ・権利条約の理念に基づいて障害者施策を実施すべきこと。 <small>けんりじょうやく りねん ちと しょうがいしやくしやく じつし</small> ・それぞれの条項を、国や地方自治体の責務として書くのではなくて、障がい者権利法に書き直すこと。 <small>じょうこう くに ちほうじちたい せきむ か しょうがいしやく けんり しゅたい か なお</small> </p>	

【小川委員】

1. 条約は、国連等の議論から、障害者を「保護の客体から権利の主体」へのパラダイム・シフトのための条約と位置づけられている。現行障害者基本法は条約の規定に基いて、障害者を権利の主体と位置づけた抜本的な改正が必要である。関連して、わが国における「基本法」という性格と法的な位置づけ(他の関連法規との関係)の確認が必要である。現行障害者基本法では他の障害関連法制度との関係性が不明確である。そして、障害者に関する法規・施策は、条約の規定に沿った新法の規定に従って制定・実施されなければならないという趣旨を明確に規定することが必要である。

【尾上委員】

基本的性格について

① 障害者の権利条約(以下「条約」と略す)の最も重要なコンセプトは、改めて言うまでもなく、旧来のような障害のある人が保護される対象ではなく、権利の主体として明確に位置づけたことにあります。障害者基本法の抜本改正に当たっては、同条約を踏まえ、障害者を権利の主体としてどんな障害があっても、地域社会で差別を受けることなく、障害のない人と共に障害のある人が生きがいのある生活を送ることができる法制度の体系の「基本」となる法律とすべきです。

② 「すべて障害者は…参加する機会が与えられる」とした現行・第3条2の恩恵的な意味をもつ規定をあらため、障害者を権利の主体として位置づけなおした上で、第2章の全条文についての見直しが必要です。

【川崎委員】

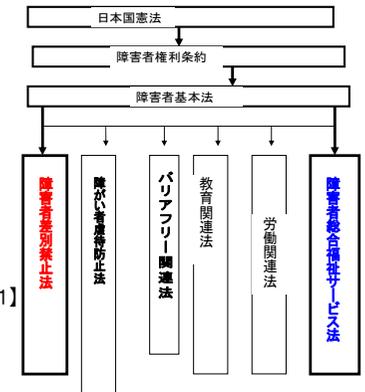
「基本的性格」について、障害者を権利の主体者とした法の体系にすることに賛成します。どのような表現にするか今後よく議論することが必要だと思います。

【北野委員】

「障害者基本法」をどうするのか？

【図一】にもあるように、障害者基本法は、憲法及び障害者権利条約と、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法との間を取り持つ位置にある。

【第4部2章の図一】



【図一】

くは ほうたいけい ということは、わが国の法体系をふまえながら、障害者権利条約との整合性を検証し、障害者基本法を前提として障害者権利条約を見るのではな
じょういほう しょうがいしゃけんりじょうやく ぜんてい しょうがいしゃきほんほう しゅうせい ぶぶん しゅうせい た ぶぶん ほそく いがい
く、上位法である障害者権利条約を前提として、障害者基本法の修正すべき部分は修正し、足りない部分は補足する以外にない。

しょうがいしゃきほんほう

「障害者基本法」をどうするのか？²

いっ

・では、それを何時やるのか？

かくぶんやしやうがいしゃかんれんほうおよ さべつきんしかんれんほう そうしゅつおよ かいせい しょうがいしゃきほんほう かいせい ほそく ほうほう
・ひとつは、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正しておいて、それをふまえて、障害者基本法を改正・補足する方法で
ある。

ひとつ ぜんたいてき かいかく ほうこうせい しめ いみ しょうがいしゃきほんほう かいせい ほそく かくぶんやしやうがいしゃ
・もう一つは、あらかじめ、全体的な改革の方向性を示す意味でも、障害者基本法をまず改正・補足しておいて、それをふまえて、各分野障害者
かんれんほうおよ さべつきんしかんれんほう そうしゅつおよ かいせい ほうほう
関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正する方法である。

りょうしゃ りてん しょうがいしゃきほんほう かいせいねんど しょうがいしゃけんりじょうやく おおわく しょうがいしゃきほんほう かいせい ほそく
・ここでは、両者の利点をとり、かつ障害者基本法の改正年度のことあり、障害者権利条約をふまえて、まずは、大枠で障害者基本法を改定・補足
し、その後の各分野障害者関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正しておいて、もし齟齬をきたす部分がでてくれれば、再度基本法を修正する
ほうほう のぞ かんが
方法をとることが望ましいと考える。

めいしょう
その名称をどうするのか？

なかみ かいせい ほそく
・その中身の改正・補足をふまえて、

しょうがいしゃ けんり しえん かん きほんほう
・「障害者の権利と支援に関する基本法」でどうか。

ず しょうがいしゃそうごうふくしほう どう かくぶんやべつ ほう そうしゅつ かいせい しょうがいしゃさべつきんしほう どう けんりほう そうしゅつ ぜんたい きほん ほうりつ
・【図一】にもあるように、「障害者総合福祉法」等の各分野別の法の創出・改正と「障害者差別禁止法」等の権利法の創出の全体の基本となる法律
であるのがその根拠である。

さべつきんしほう そうごうふくしほう かんれん
「差別禁止法」と「総合福祉法」との関連は？

さべつきんしほう しょうがいしゃ けんり しゅたい けんり しんがい きゅうさい さべつ しゃかいせいかつ かくぶんやしきょういく しゅうろう よか しょうひ
・「差別禁止法」は、障害者が権利の主体であり、その権利の侵害は救済されるべき差別であることを、社会生活の各分野（教育・就労・余暇・消費
せいかつ いどうこうつう いりょう ふくし せいじ しゅうきょうとう）² であきらかにする法律であり、

そうごうふくしほう しょうがいしゃ しゃかい いっぱんてき しょうかつどう ふつう さんか さんかく あ ひつよう しえん さーびす くにおよ じちたい きむづ ほうりつ
・「総合福祉法」は、障害者が社会の一般的な諸活動に普通に参加・参画するに当たって必要な支援・サービスを、国及び自治体に義務付ける法律であ
る。

りょうしゃ あい しょうがいしゃ た しみん どうとう けんこうてき ぶんかてき しみんせいかつ きょうじゅ しょうぞう
・この両者が相まって、障害者が他の市民と同等に健康的で文化的な市民生活を享受できるのであり、かかるインクルーシブな共生社会の創造が、
しょうがいしゃけんりじょうやくひじゅん もくてき
障害者権利条約批准の目的である。

しょうがいしゃ けんり しえん かん きほんほう どこ かいせい
「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか？²

だいにしやういこう しゃかいしゃかいせいかつ ぶんや しょうがいしゃ しゃかいさんか さんかく けんりせい くに じちたい しえん せきむ めいかく しょうがいしゃさべつ
・第二章以降は、各社会生活の分野ごとに、障害者の社会参加・参画の権利性と、国・自治体の支援の責務を明確にすることによって、「障害者差別
きんしほう ちゅうしん けんりほう たいけい しょうがいしゃそうごうふくしほう ちゅうしん しえんほう たいけい こんきよづ
禁止法」を中心とした「権利法」体系と、「障害者総合福祉法」を中心とした「支援法」体系を根拠付ける

きよはら いじん
【清原委員】

しょうがいしゃきほんほう いち せいかく

1. 障害者基本法の位置づけと性格について

しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいしゃさべつきんしほう かしょう しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう

(1) 障害者基本法については、「障害者自立支援法」「障害者差別禁止法（仮称）」「障害者総合福祉法（仮称）」などと
せんたいてき ほうせいど わくぐ なか いち ひつよう きほんほう ぎろん ばあい きそん かんれんほう あら
の全体的な法制度の枠組みの中に位置づける必要がある。したがって、基本法について議論をする場合には、既存の関連法や新た
せいてい かのうせい ほう ふく こんご そうごうか しゃ い いち せいかく かん せいり ひつよう
に制定する可能性のある法を含む、今後の総合化を視野に入れた、位置づけや性格に関する整理が必要ではないか。すなわち、
きほんほう ぎろん そうごうてき ほうかつてき しゃ ぎろん りょうほう もと
基本法についての議論と、総合的、包括的な視野での議論の両方が求められる。

(2) 障害者基本法は、障害者に関する基本的考え方や理念、障害者の定義などを盛り込んだ中核的な性格を持つものに
しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃ かん きほんてきかんが かりねん しょうがいしゃ ていぎ も こ ちゅうかくてき せいかく も
なると想定される。したがって、障害者の権利条約の内容・項目と対応し、リンクしたのものにもなると考えられる。そこで、
しょうがいしゃ けんりじょうやく かんれんせい けんとう ひつよう かんが
障害者の権利条約との関連性を検討する必要がある。

さとういじん
【佐藤委員】

しょうがいしゃきほんほう みなお

2 障害者基本法の見直し

しょうがいしゃ けんりほう きほんせいかく けんり じつげん くに じちたい せきむ めいき ぎょうせい
障害者の権利法を基本性格としつつ、その権利を実現するために国・自治体の責務も明記することや、行政か
どくりつ じょうやくじつし きかん だい してん さんせい つぎ てん きょうちょう
ら独立した条約実施のモニタリング機関など、「たたき台」の視点に賛成です。さらに次の点を強調したいです。

- (1) しょうがいしゃ ていぎ だい じょう しゅうせい
障害者の定義（第2条・修正）
- (2) そうごうてきしょうがいしゃじつたいちようさ しんせつ
総合的障害者実態調査（新設）
- (3) しょうがいぶんや せいさく けいかくけてい とうじやさんか しゅうせい しんせつ
障害分野の政策・計画決定への当事者参加（修正・新設）
- (4) じょうほうおよ こみゆにけーしょん だい じょう しゅうせい
情報及びコミュニケーション（第19条・修正）
- (5) しょうがい こ しょうがい じどう しんせつ
障害のある子ども（障害のある児童）（新設）
- (6) とくべつしえんきょういく だい じょう しゅうせい
特別支援教育（第14条・修正）
- (7) たきほんほうぜんぱん
その他基本法全般

しんたにいじん
【新谷委員】

きほんてきせいかく

1. 基本的性格について

しょうがいしゃふくしぶんや せいど けんりほう ほうかつてき しょうがいしゃさべつきんしほう ふくししきく きてい こべつほうき たいおう

1) 障害者福祉分野の法制度として、権利法としての包括的な「障害者差別禁止法」と福祉施策・サービスを規定する個別法規で対応
しょうがいしゃきほんほう じょういほう ひつよう かんが かつ おも
して、障害者基本法のような上位法は必要としないという考え方もあります。

しょうがいしゃきほんほう い か きほんほう せつきよくてき やくわり もとめるばあい きほんほう やくわり にほんこくけんほう こくれんしょうがいしゃけんりじょうやく い か
2) 障害者基本法（以下、基本法）に積極的な役割を求める場合、基本法の役割は日本国憲法及び国連障害者権利条約（以下、

けんりじょうやく きてい しょうがいふくしぶんや ほうれい しさく ぐたいか かんが いみ
権利条約の規定を**障害福祉分野の法令、施策**に**具体化**することであると**考**えます。その意味で、
 た きほんほう きょうういきほんほう だんじょきょうきいきんとうほう にほんこくけんぼう りねん めいぶんきてい
 ・他の**基本法**（**教育基本法**や**男女雇用機会均等法**など）にあるように「**日本国憲法の理念**に則る」といった**明文規定**と、それに
 こくれんしょうがいしゃけんりじょうやく せいじつ じゅんしゅ きてい ひつよう かんが
加えて「**国連障害者権利条約**を**誠実に遵守**する」規定が**必要**と**考**えます。
 しょうがいしゃ しんたいしょうがいしゃふくしほう しょうがいしゃじりつしえんほう こゆう せいていけいい どくじ せいさくもくてき
 ・**障害者福祉分野の個別法**（**身体障害者福祉法**、**障害者自立支援法**など）は、**固有の制定経緯**があり、**独自の政策目的**に
 したがってきてい りゆう きほんほう せいごうさぎょう じゅうぶん こんかいきほんほう みなおすばあい こべつほう
従って**策定**されていることを理由に、**基本法との整合作業**が**十分**ではありません。今回**基本法を見直す場合**、**個別法に対する**
 きほんほう ゆうえつせい めいき ほうたいけい せいごう はかる じゅうよう かんが もんごん くふう ひつよう ほうりつ きてい
基本法の優越性を明記し、**法体系の整合性**を図ることが**重要**と**考**えます。文言の工夫が**必要**ですが、「この法律に規定す
 しょうじょうこう じっし ひつよう ほうれい せいてい きょうういきほんほう しさく じっし ひつよう
る諸条項を実施するため、**必要な法令**が**制定**されなければならない」（**教育基本法**）、「**施策**を実施するため**必要な**
 じょうせいじょうまた ざいせいじょう そち た そち こう かんきょうきほんほう きてい ひつよう かんが
法制上又は**財政上**の措置**その他の措置**を講じなければならない」（**環境基本法**）といった規定が**必要**と**考**えます。
 きほんほう せいかく しょうがいしゃさべつきんしほう かたち おおきく かんが いみ きほんほう せいかく
 3) **基本法の性格**によって、「**障害者差別禁止法**」の**形**は大きく変わってくると**考**えます。その意味で、**基本法の性格**は、
 しょうがいしゃさべつきんしほう ありかた しゃ ざろん かんが ほうかつてき さべつきんしほう そうてい ばあい しょうがい さべつ
 「**障害者差別禁止法**」の在り方を視野に入れて**議論**すべきと**考**えます。包括的な**差別禁止法**を想定した場合は、**障害**や**差別の**
 ていぎ きほんほう きてい さべつぜせい しくみ けんりきゅうさい てつづき きてい さべつきんしほう ふく てきとう
定義は**基本法**に規定されるとしても、**差別**是正の**仕組み**や**権利救済**の**手続き**規定は**差別禁止法**に含まれるのが**適当**ではないかと
 かんが たほう こべつぶんや さべつきんしほうらい ほうりつ ばあい さべつぜせい しくみ けんりきゅうさい てつづき きてい
考えます。他方、**個別分野**ごとに**差別禁止法**類似の**法律**を作っていく場合は、**差別**是正の**仕組み**や**権利救済**の**手続き**規定も
 きほんほう ざろん ひつよう かんが
基本法に書き込むことの**議論**が**必要**と**考**えます。

せきぐちいん
【関口委員】

きほんほう せいかく かんが
 1、**基本法の性格**をどう**考**えるか
 しさく きやくたい けんり しゅたい てんかん かんてん せいかく いち じゅうらい
 （「**施策の客**体」から「**権利の主**体」への**転換**という**観**点から、その**性格**をどう位置づけるのか、**従**来の
 ふくしかんれんしさくいっばん かん ふくしりっぽう いち せつきよくてき じんけん じっこうてきほしょう
福祉関連**施策**一般に関する**福祉立法**という位置づけから、より**積極**的に、**人権**の**実効**的**保障**とそ
 ひつよう ひろ ぶんや しょうしさく ほうかつ けんりほう てんかん ひつよう
 のために**必要**なより**広**い**分野**における**諸**施策を**包**括する**権利法**といったものに**転換**する**必要**があるのではな
 いか)
 せきぐちいけん しょうがいしゃけんりじょうやく じんけんじょうやく かんが にんげん そんげん そんちょう
関口意見：**障害者権利条約**が**人権条約**であることに**鑑**み**人**間の**尊**厳の**尊**重と
 じんけん じっこうてきほしょう たんぽ
人権の**実効**的**保障**を**担**保するものであるべきである。

つちもといん
【土本委員】

ほう どうじしゃしゅたい じこせんたく じこ にゅうしょせつ
 きほん法は**当事者**主体 **自己**選**択** **自己**けっていはいままでも **いま**も **けんり**としてほしょうされてないから **入**所**施設**に
 ふくし ほうりつ
 とじこめられている。これから**ひつ**ようなことは**ち**いきでの**ひつ**ようで **て**きせつな**福祉**サービスが**う**けられる**法**律が**ひつ**ようです。

ほう ねんかんなかま にゅうしょせつ
きほん法ができて40年間仲間たちはつぎつぎに入所施設にとじこめられた。
まずだいいちにこのさべつをやめることです。

ひきまついん 【久松委員】

きほんてきせいかく

1. 基本的性格について

げんこう しょうがいしゃきほんほう しさく すいしん りねんほう しょうがいしゃ けんりこうし ほしょう
現行の障害者基本法は施策の推進のための理念法であり、障害者の権利行使を保障するこ
しゅし ほうりつ しょうがいしゃけんりじょうやく こんきよ ぎょうせいしさく すいしん
とを趣旨とした法律ではない。障害者権利条約を根拠とし、「行政施策の推進」から
しょうがいしゃ けんりこうし じつげん む ばっぼんてき かいせい ひつよう
「障害者の権利行使の実現」に向けて抜本的に改正していく必要がある。
しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃけんりじょうやく にほん いちばんきほんてき ほうりつ けんり きてい
障害者基本法は、障害者権利条約のもとに、日本における一番基本的な法律（権利を規定
りねんほう しょうがいしゃさべつきんしほう こんごろんぎ しょうがいしゃそうごうふくしほう
する理念法）であるとするなら、障害者差別禁止法、今後論議していく障害者総合福祉法
かしょう しんたいしょうがいしゃふくしほう た こべつほう かんれんせい めいかく きてい ひつよう
（仮称）、また、身体障害者福祉法など、その他の個別法との関連性を明確に規定しておく必要が
ある。

まついん 【松井委員】

きほんてきせいかく

1. 基本的性格

みんしゅとうしょうがいしゃせいさく ていあん しょう しゃそうごうふくしほう じつげん しょうがいしゃきほんほう い か きほんほう げんざい
民主党障がい者政策プロジェクトチームが提案している「障がい者総合福祉法」が実現すれば、障害者基本法（以下、基本法）は現在
ふくしかんれんしさくいっばん かんするふくしほう しょうがいしゃ はばひろいじんけん ほしょう けんりほう てんかん おもわれる しょう しゃそうごう
の福祉関連施策一般に関する福祉法から、障害者に幅広い人権を保障するための権利法に転換すべきと思われる。しかし、「障がい者総合
ふくしほう みせいび げんじてん しょうがいしゃきほんけいかく そうごうてき しょうがいしゃしさく こんきよほう きほんほう しょうがいしゃ けんりほしょうほう てんかん
福祉法」が未整備の現時点で、障害者基本計画など、総合的な障害者施策の根拠法である基本法をいきなり、障害者の権利保障法に転換
げんじつてき どうめん しょうがいしゃ けんりせい きょうか きてい きほんほう もりこ
することは現実的ではない。したがって、当面は障害者の権利性を強化するための規定を基本法にできるだけ盛り込むようにすることとす
る。つまり、当面は、基本法に障害者に関する総合福祉施策の根拠法としての性格と、障害者の権利保障法としての性格を併せ持たせ
ひつよう ほうかいせい おこなう
ることとし、そのために必要な法改正を行う。